

令和3年度 大刀洗町社会福祉協議会事業計画

1. 基本方針

急速に進行する少子高齢化や家族形態の多様化による単身世帯の増加、さらには家族や地域のつながりが希薄化したことによる高齢者の孤立、不登校や引きこもり問題、長引く経済情勢の影響による生活困窮など、既存の制度や取り組みでは対応することができない福祉課題や地域課題が増えています。さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染防止に伴う関わりの減少によって、地域活動の停滞や経済的困窮の表面化など、地域や住民を取り巻く環境が劇的に変化しました。

このような状況を踏まえ、国は社会福祉法の改正により相談内容にかかわらずすべての課題を包括的に受け止め、複雑化・複合化した課題を様々な支援機関が協働して解決していく仕組みとして『重層的支援体制整備事業』を打ち出し、住民や地域とともに生活課題や個別課題を解決していく方針が進められています。

高齢者や障がい者をはじめ、すべての人が安心して暮らすためには、人と人とのつながりを意識した住民相互の「支え合い」の仕組みづくりがますます重要となります。本会では「住みたいまち大刀洗、住んでよかった大刀洗町」を目指し、地域福祉を推進する中核的な団体として地域住民・各種団体・専門機関、行政との連携を図りながら、要援護者見守りネットワーク事業における「小地域福祉活動」を中心とした地域共生社会の実現に向けて、地域や専門機関と連携しながら新たな福祉課題に対応し、全ての住民の方が安心して生活できる町を目指し取り組んでいきます。

2. 経営理念

大刀洗町社会福祉協議会は、上記の基本方針を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開いたします。

- ①住民を主体とし、多様な関係機関の参加・協働による地域共生社会の実現
- ②住民ニーズに即した福祉サービスの実現
- ③地域に根ざした包括的な支援体制の構築
- ④地域の福祉ニーズに基づく先駆的・開拓的な福祉サービス・活動へのたゆみない創出
- ⑤持続可能で責任ある自律した組織運営

3. 重点目標

(1) 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築

国が目指す『地域共生社会』の実現に向け、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を構築するため、小地域協議会を中心とした地域での支え合いの仕組みづくりと、課題を抱える方たちに対する地域における理解の浸透、あらゆる困りごとに関する受入れと、それを解決していくための地域や専門機関との連携を構築していくため、『小地域協議会』『せいかつ☆ふくし相談窓口』『社会福祉法人情報交換会』を柱とした支援体制を構築できるようアプローチしていきます。また、今年度は『重層的支援体制整備

事業』の移行準備期間として、行政と連携しながら、大刀洗町に合わせたモデルを形成できるよう進めます。

（２）生活支援体制整備事業の推進

高齢者等が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らせるよう、多様な生活支援や介護予防、社会参加の地域基盤を整える地域包括ケアシステムの構築に向け、介護保険の地域支援事業に位置付けられた生活支援体制整備事業が進められています。本会では町からの委託を受け、生活支援コーディネーターを配置し、地域や住民を中心とし、行政や地域包括支援センター、福祉事業所等と協働しながら、すでに地域にある活動を活かしつつ、住民同士がお互いに支え合う体制を整えます。

（３）第２期地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進

令和３年度より施行された「第２期地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、大刀洗町の福祉に関する行政計画の上位計画として位置づけられ、地域福祉を推進する社会福祉協議会にとって、現在における地域福祉活動の指針となるべき計画です。この計画を推進するためには福祉関わる関係機関の理解だけでは成立しないので、地域福祉の主体である住民に理解していただき、「支え合い助けあうまち大刀洗」を地域と共に目指していくことができるよう広報・啓発していきます。

４．事業計画

※（波線）は新規事業

法人運営部門

（１）社会福祉協議会の運営

社会福祉法人である大刀洗町社会福祉協議会の法人運営や事業経営を行うとともに、企画や各部門間の調整など円滑な事業実施や運営ができるよう、社協事業全体の管理業務を行う。

- 理事会の開催
- 評議員会の開催
- 評議員選任・解任委員会の開催
- 所轄庁への届出や対外的な法的対応に関する業務
- 職員研修の充実
- 役職員研修会の開催
- 関係機関（行政・民生委員協議会等）との情報交換・連絡会議の開催
- 財産管理
- 定期監査の実施
- 苦情解決体制の整備
- 定款、その他諸規程の整備
- 文書管理（ファイリングシステム）
- 人事労務管理
- 個人情報保護と適正な管理

- 社会福祉協議会表彰の実施【ドリームまつり時実施】
- 安全衛生委員会の開催
- みい青年会議所との災害協定に基づく連携
- 第三者委員会の開催
- 社会福祉法人の公益事業推進に向けた町内社会福祉法人との連携強化
- 両筑地区社会福祉協議会連絡会及び各部会への参加
- 職場内連携会議の開催（年4回）

地域福祉活動推進部門

(2) 住民主体の地域福祉活動の推進

(地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業)

住民が主体となった福祉の地域づくりを進めることを目指し、各区における要援護者見守りネットワーク事業等の地域活動を支援する。

- 要援護者見守りネットワーク協議会小地域協議会の育成と支援
 - ・要援護者見守りネットワーク協議会幹事会【5月・1月】
 - ・要援護者見守りネットワーク協議会全体会【6月・2月開催予定】
 - ・小地域協議会への参加、支援
 - ・災害時要援護者支援制度への協力【要援護者支援台帳の整備支援】
 - ・いのちのバトン事業の実施【随時】
 - ・小地域だよりの発行
 - ・ミニデイサービス事業の育成と支援
- 地域福祉活動連絡会（福祉課・包括・社協他）【月1回】
- 関係機関及び地域包括支援センターとの連携
- 地域福祉講座の開催
- 福祉協力員の育成（研修会の実施：年1回程度）
- 福岡県地域福祉活動職員連絡会事業への参加

(3) 高齢者福祉の推進事業

高齢化が進むにつれて、高齢者の抱える課題は年々増加し多種多様になりつつあります。高齢者の生きがいづくりと、地域で活躍できる場を支援する。

- 男性の料理教室への支援【毎月第1木曜日、中央公民館調理室にて実施】
- 福祉バス運行事業【温泉送迎・ミニデイ外出支援 他】
- ミニデイサービス事業《共同募金配分金事業》
 - ・ミニデイボランティア研修会の実施
- 老人クラブの育成と支援《共同募金配分金事業》
- 折り紙サロンの実施【実施日：毎月最終月曜日】《歳末たすけあい配分事業》
- 健康マージャンサークルの支援
- 初心者向け健康マージャン教室の開催【5月：4回講座】

(4) 障がい者福祉の推進事業

当事者を中心とした活動の推進を図り、住民の理解と協力を深め、障がい者のための環境づくりに重点をおいて事業を実施する。

- 点訳ボランティア『凸凹の会』支援【毎月第2・4木曜日】《歳末たすけあい配分事業》
- 身体障がい者福祉協会への支援《共同募金配分金事業》
- 視覚障がい者へ“声の広報”事業【ナレーションサークル風】《共同募金配分金事業》
- 車椅子の貸出し【対象者：介護保険非該当者・短期利用者】
- 地域自立支援協議会への参加と協力

(5) 子育て支援の推進

少子化の現状の中、子どもを育てやすい地域づくりを目指し支援する。

- 子ども見守り隊への支援
- 子ども見守り隊研修の開催
- 特別支援教育総合推進会議への協力と連携
- 障がい児に関する関係機関との連携会議（れいんぼー会 月1回）

(6) 母子・寡婦・父子福祉の推進及び女性団体への支援

母子・父子・寡婦の「自立」「社会参加」の支援及び女性団体への支援を行う。

- 母子寡婦福祉会の援助《共同募金配分金事業》
- 大刀洗町女性の会への助成《共同募金配分金事業》

(7) ボランティア活動の推進

ボランティアセンターとして、地域のニーズに応じたボランティア活動を支援するため、新たなボランティアの育成や既存のボランティア団体の支援につとめる。

- ボランティアセンターの運営
- ボランティア連絡協議会との連携
- ボランティア団体の育成・活動支援
- ボランティア入門・養成講座の開催
 - ・ボランティア入門講座【9月】
 - ・朗読研修会【2月開催予定】
- ボランティア情報誌「ちよぼら」の発行【8月・12月・3月 年3回発行】
- 広報、啓発の推進
- ボランティア活動資材提供及び活動援助
- ボランティア相談、登録斡旋
- ボランティア保険手続業務
- ふくおかきずなフェスティバルへの参加【地域福祉財団主催：2月開催予定】
- ドリームまつりへの参加【11月】
- 災害ボランティア事前登録制度（新規事業）

(8) 福祉教育の推進

福祉の心づくりを広め、住民の福祉活動への自主的・主体的参画を進める。

- 福祉教育連絡会の開催【年1回 5月上旬開催予定】
- 福祉教育教材「ともに生きる」配本とその活用【7月頃配布予定】
- 福祉協力校事業【町内小中学校に助成】《共同募金配分金事業》
- 小・中学校の福祉教育への協力と支援【総合学習等支援】
- 町内保育園の福祉事業への援助《共同募金配分金事業》

(9) 共同募金・歳末たすけあい運動への協力

- 共同募金運動【運動期間：10月1日～12月31日】
- 歳末たすけあい運動【運動期間：12月1日～12月31日】
- 災害に対する義援金募金活動

(10) 当事者組織への支援

同じ状況におかれた当事者の組織化を図り、情報交換やお互いのことを理解することで、当事者の支援を行う。

- とまり木の会（家族介護者の会）への支援【定例会：毎月第3火曜日】
- 語ろう会（障がい者当事者及び家族の会）への支援
【定例会：毎月第1火曜日】《歳末たすけあい配分事業》
- 障がい児・者親の会『ぽけっと』への支援
【定例会：毎月第4土曜日 健康管理センター】《共同募金配分金事業》
- 精神障がい者家族の会への支援

(11) 広報・啓発活動

福祉の情報を発信するとともに、地域福祉問題と町民のニーズを把握し、福祉事業への関心と参加意識を高める。

- 社協だよりの発行【年6回発行】《共同募金配分金事業》
- ホームページ・フェイスブックの運営・管理

(12) 第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進

令和3年度から5ヵ年計画で策定された「第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画」についての住民への周知啓発について、役場福祉課と連携を図りながら進める。

- 地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進
- 地域福祉計画・地域福祉活動計画評価委員会（仮称）の設置

相談援助部門

(13) 各種相談事業

住民の日常生活の様々な相談に応じるため、問題の解消・解決の窓口として、関係機関や地域住民と連携しながら、適切な助言・サポートを行う。

- 心配ごと相談事業【実施日：毎月第1～4水曜日】
- 無料法律相談【実施日：奇数月第2木曜日】

(14) 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者などへの福祉サービス利用援助のための、相談・支援計画作成と、利用手続き及び代行、金銭管理等の支援を行う。

- 専門員による相談受付及びサービス利用のための支援計画作成
- 福祉サービス利用援助のための生活支援員の派遣

(15) 生活福祉資金貸付事業

- 生活福祉資金の貸付及び償還の相談・支援・指導

- 総合支援資金
 - ・生活支援費（生活再建までの間に必要な生活費用の貸付）
 - ・住宅入居費（敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用の貸付）
 - ・一時生活再建費（生活を再建するために、一時的に必要な日常生活費の貸付）
- 福祉資金・緊急小口資金
- 教育支援資金
- 不動産担保型生活資金
- 困りごと相談室（グリーンコープ）との連携
- 新型コロナウイルスにかかる特例貸付（期間：R3.6まで）

(16) 生活困窮者に対する支援

生活や家庭環境、就業状況などの理由で経済的に困窮されている方に対し、食料品等の給付等一時的な支援を行うとともに、生活自体の立て直しと支援を行う。

- ふくおかライフレスキュー事業
 - ・社会福祉法人情報交換会の開催（県社協と連携）
- 臨時食料品等給付事業（フードバンク福岡との連携）
- 大刀洗町生活困窮者支援事業（食糧支援）
- 企業からの困窮者支援受け入れ
- 生活福祉資金貸付手続

在宅福祉サービス部門

(17) 居宅介護支援事業

- 身体障がい者・知的障がい者・児童へのホームヘルプ事業
- 生活管理指導員派遣事業
- 福祉有償運送事業

(18) 一般相談支援事業

障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業において、基本相談支援及び地域移行支援等を行う。

- 基本相談支援の実施
- 地域移行支援の実施
- 利用者からの相談・苦情処理に関する業務

(19) 特定相談支援事業

障害者総合支援法に基づく特定相談事業において基本相談支援及び計画相談支援（サービス利用支援、継続サービス利用支援）を行う。

- 基本相談支援
- 計画相談支援の実施
 - ・サービス等利用計画
 - ・継続サービス支援（モニタリング及び評価）
- 利用者からの相談・苦情処理に関する業務

(20) 障害児相談支援事業

児童福祉法に基づく一般相談事業において基本相談支援及び計画相談支援（サービス利用支援、継続サービス利用支援）を行う。

- 基本相談支援
- 計画相談支援の実施
 - ・サービス等利用計画
 - ・継続サービス支援（モニタリング及び評価）
- 利用者からの相談・苦情処理に関する業務

児童福祉施設運営部門

(21) 保育園運営事業

児童福祉法に基づき、乳児及び幼児が心身ともに健やかに育成されるよう、保育事業を行う。

- 大堰保育園（抜粋・詳細については別紙添付）
 - ・体験型保育による食育
 - ・自然の中での運動による健やかで柔軟な体作り
 - ・意欲的な表現活動による、豊かな感性の育成
 - ・地域交流や保護者支援を通じた、一人ひとりの育成
- 本郷保育園（抜粋・詳細については別紙添付）
 - ・散歩や造形活動を通じた豊かな感性と思いやる心の育成
 - ・リズム運動や戸外活動を通じたしなやかで強い体づくり
 - ・よりよい子育てサポートとしての保育園
- 保育園職員研修会の実施【年4回程度】
- 定例園長会【毎月】

(22) 病後児保育事業

生後3カ月から小学校6年生までの病気の回復期にある児童を一時的に預かることにより、安心して子育てできる環境を整える。

受託事業部門

(23) 障がい者相談支援事業

心身に障がいのある方やその家族からの相談に応じて、地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携を図りながら、解決に向けて相談および支援を行う。

- 障害支援区分認定調査
- 障がい児・者、引きこもりの方等の相談支援（就労支援、生活支援）
- 教育委員会と連携した保育園・小学校・中学校の巡回相談および継続的な支援
- 事業所等関係機関との連携
- 各種会議等への参加と支援
（れいんぼ一会・地域連携会議・地域自立支援協議会 他）

(24) 生活支援体制整備事業

地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の支え合い活動の仕組みづくりや、地域のニーズを把握し、住民が主体となった取り組みを進めていくため、生活支援コーディネーターを配置し、高齢者等の生活を支援していくための体制の整備を、行政・地域包括支援センター・

社協そして住民・企業・福祉事業所と協働して進める。

- 第1層協議体の支援及び運営
- 校区别情報交換会の開催
- 地域ケア会議への参加
- 地域ケア推進会議への参加
- 地域包括ケアシステム連携会議への参加
- 認知症ネットワーク連携会議への参加
- 住民相互の活動に向けた支援
- 生活支援の担い手の育成やサービスの開発（ボランティアセンターとの協働）
- 住民向け生活支援に関する研修会の開催

(25) 地域共生社会構築事業

国の事業である『重層的支援体制整備事業（移行準備）』を町より受託し、地域福祉コーディネーターを配置することにより、現在実施している『要援護者見守りネットワーク事業』の更なる強化と、住民や地域、関係機関から挙がってくる個別課題や地域課題の解決に向けた包括的な体制づくりを行う。

- 要援護者見守りネットワーク事業の実施
- 小地域協議会への福祉教育の強化
- 総合福祉相談窓口（せいかつ☆ふくし相談窓口）の設置
- 役場関係機関、専門機関との課題抽出及び課題解決に向けた連携体制の構築
- 地域福祉活動連絡会（福祉課・包括・社協他）【月1回】
- 町内社会福祉法人による支援体制の構築
 - ・社会福祉法人情報交換会の開催
 - ・町内福祉施設従事者向け研修の開催

その他

- 災害ボランティアセンター運営支援（災害発生時、県社協より派遣依頼）

※開催予定研修一覧

- ・要援護者見守りネットワーク協議会全体会 2回
- ・地域福祉講座の開催
- ・福祉協力員研修会
- ・ミニデイボランティア研修会
- ・子ども見守り隊研修
- ・ボランティア入門講座（テーマ：災害）
- ・朗読研修会
- ・校区别情報交換会
- ・住民向け生活支援に関する研修会
- ・町内福祉施設従事者向け研修